

## 感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
<b>下記以外の 区域</b>	人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率（注2）	100%	100%
<b>重点措置 区域</b>	人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%
<b>緊急事態 措置区域</b>	人数上限（注2）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注4）	5,000人
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地は、県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超のイベントに適用）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注4）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする